

食品接触材料安全センター運営規定

(目的)

第1条 この規定は、一般財団法人化学研究評価機構の定款、組織規程に基づき、食品接触材料安全センター（以下、安全センターという）の運営に関し必要な事項を定め、その運用を明確にすることを目的とする。

(会議)

第2条 安全センターに、安全センター会員を構成員とする組織として食品接触材料安全センター協議会を設置する。

2. 食品接触材料安全センター協議会に以下の会議を置く。

(1) 会員総会

(2) 運営役員会

3. 安全センターに諮問委員会を置く。

(会長・副会長の選出・任期)

第3条 食品接触材料安全センター協議会の会長、副会長は会員総会が選出し、理事長が委嘱する。

2. 副会長の人数は5人以内とする。

3. 会長、副会長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(会員総会)

第4条 会員総会は、別途定める食品接触材料安全センター会員規則第3条に定める会員をもって構成する。

(会員総会の決議等)

第5条 会員総会は、以下の事項を決議または審議し、もしくは報告を受ける。

(1) 会長、副会長の選出を決議する。

(2) 運営役員を選出を決議する。

(3) 事業報告案及び収支決算案を審議する。

(4) 事業計画及び収支予算の報告を受ける。

(5) 運営役員会から付議された事項を審議または決議する。

(6) その他本規定に定められた事項を審議または決議する。

(開催方法)

第6条 会員総会は、これを定時総会及び臨時総会とする。

2. 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
3. 臨時総会は、次の場合に開催する。
 - (1) 組織規程第4条に定める食品接触材料安全センターのセンター長（以下、安全センター長という）または会長が必要と認めたとき。
 - (2) 運営役員会が臨時総会開催を決議したとき。
 - (3) 3分の1以上の正会員が理由を付した書面をもって安全センター長に臨時総会開催を請求したとき。
4. 会員総会の招集は、会長が招集し、議長となる。前項(2)又は(3)の規定による臨時総会の開催に当たっては、理事長が召集し、議長は出席正会員の互選による。

(会員総会の決議方法)

第7条 会員総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

2. 会員総会の決議は別途定める食品接触材料安全センター会員規則第4条に定める正会員の総議決権数の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。
3. 会員総会に出席できない正会員は、書面によりその議決権を行使することができる。この場合においては、必要な事項を記載した書面又は電磁的記録を安全センターに提出しなければならない。この規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(会員総会の議事録)

第8条 会員総会の議事については議事録を作成する。

2. 前項の議事録には、その会員総会の議長及びその会員総会で選任された議事録署名人2名以上が署名し、又は記名押印する。

(運営役員会)

第9条 運営役員会のメンバーは、会長、副会長並びに別途定める食品接触材料安全センター会員規則第4条に定める正会員の中から会員総会が選出した運営役員とし、理事長が委嘱する。

2. 運営役員員の人数は50名以内とし、任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
3. 運営役員会は会長が招集し、議長となる。

(運営役員会の決議等)

第10条 運営役員会は、以下の事項に関する業務を行う。

- (1) 会員総会に付議する事項を決議する。
- (2) 委員会、作業部会、検討会等の設置を決議する。

- (3) 第6条第3項に規定する臨時総会開催を決議する。
- (4) その他本規定に定められた事項について審議または決議する。
- (5) 安全センターの運営に関するその他重要事項について審議または決議する。

(運営役員会の決議方法)

第11条 運営役員会の決議は運営役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2. 運営役員全員が運営役員会の議案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の運営役員会の決議があったものとみなす。

(運営役員会の議事録)

第12条 運営役員会の議事については議事録を作成する。

- 2. 前項の議事録には、その運営役員会の議長及びその運営役員会で選任された議事録署名人2名以上が署名し、又は記名押印する。

(委員会等)

第13条 運営役員会は、安全センターの事業を推進するため、その決議によって、運営役員会の中に委員会、作業部会、検討会等を設けることができる。

- 2. 委員会、作業部会、検討会等は、別途定める食品接触材料安全センター会員規則第4条に定める正会員または準会員から安全センター長が委嘱する者をもって構成する。

(事業所の設置等)

第14条 安全センターの事務を処理するため、安全センター事業所を設置する。

- 2. 安全センター事業所には、安全センター事業所長を置く。
- 3. 安全センター事業所の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が経営会議の承認を得て別に定める。

(諮問委員会)

第15条 諮問委員会は、外部有識者から理事長が選任する委員をもって構成する。

- 2. 諮問委員会委員は安全センターの会員もしくは会員に所属する個人であってはならない。
- 3. 諮問委員会委員選任に当たっては理事長は経営会議の承認を得なければならない。
- 4. 諮問委員会委員選任に必要な手続きについては別途定める。

(諮問委員会の審議等)

第16条 安全センター長は、年1回以上の頻度で諮問委員会にセンター事業の活動状況を報告する。諮問委員会は中立性、公正性、透明性の観点から審議し、安全センター長に

報告する。

(細則)

第17条 この規定に定めのない事項は、安全センター長が運営役員会の審議を経て別に定める。

(改廃)

第18条 この規定の改廃は、運営役員会の審議を経て安全センター長が経営会議に提案し、経営会議の決議により行うものとする。

附 則

1. この規定は、安全センターが設立された日から施行する。
2. 第6条第4項の規定にかかわらず、第1回会員総会の招集は、安全センター長が招集し、会長が選出されるまでの間、議長となる。
3. 第9条の規定にかかわらず、第1回会員総会が開催されるまでの間の運営役員会は、理事長が委嘱する者をもって構成する。
4. 第13条第2項の規定にかかわらず、第1回会員総会が開催されるまでの間の委員会、作業部会や検討会等は、安全センター長が委嘱する者をもって構成する。
5. 第3条第3項の規定及び第9条第2項の規定にかかわらず、2021年度の任期は1年とする。